

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

社団法人北九州東労働基準協会

# 社団法人北九州東労働基準協会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、社団法人北九州東労働基準協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を北九州市小倉北区田町 1 1 番 1 5 号に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、労働基準法及び労働安全衛生法ならびに同関係法令の普及、一般労働条件の改善、労働者の安全衛生の確保等を図るために必要な事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 労働基準法及び労働安全衛生法ならびに同関係法令の普及

(2) 一般労働条件の改善及び労働福祉向上のための調査研究ならびに情報、資料の収集及び提供

(3) 産業安全及び労働衛生に関する調査研究ならびに情報、資料の収集及び提供

(4) 講習会、講演会等の開催ならびに優良事業所の見学

(5) 相談及び援助

(6) 表彰及び奨励

(7) 関係官庁及び本会と目的を同じくする団体との連絡、調整

(8) その他本会の目的達成に必要な事項

(社団法人福岡県労働基準協会連合会との関係)

第 5 条 本会は、目的を同じくする社団法人福岡県労働基準協会連合会に加入し、その会員となる。

## 第 2 章 会 員

(会員)

第 6 条 本会の会員は、原則として北九州東労働基準監督署管内の事業所又はその団体にして、本会の目的に賛同して入会したものとする。

(入会)

第 7 条 本会に入会しようとするものは、所定の申込書を会長に提出しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を毎年、所定の期日までに納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、本会を退会しようとする時は、所定の退会届を会長に提出し退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員で、本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があった時は、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金は返還しない。

## 第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理 事	6 名以上 15 名以内
監 事	2 名

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は無給とする。

## 第4章 総 会

(種別)

第19条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決委任)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのはそれぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 委員会

(委員)

第35条 本会に、委員を置く。

2 委員は、総会の議決に基づき、会員の中から25人以上45人以内を選任する。

3 委員には、第16条の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会)

第36条 委員会は、委員をもって構成する。

2 委員会は、会務について会長の諮問に応じて評議し、意見を述べ、会務の執行を補佐する。

3 委員会は、会長が書面をもって招集し、その議長は会長がこれに当たる。

4 委員会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」及び「会員」とあるのはそれぞれ「委員会」及び「委員」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 顧 問

(顧問)

第 37 条 本会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会に諮って会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応じ、又理事会及び委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第 8 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第 38 条 本会の財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 会費

(2) 財産から生ずる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) 寄付金品

(5) その他収入

(財産の管理)

第 39 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の使弁)

第 40 条 本会の経費は、財産をもって使弁する。

(事業計画及び予算)

第 41 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎会計年度開始前に、会長が作成し、総会の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 44 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款の変更は、総会において会員の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第47条 本会は、破産又は総会の議決により解散する。総会の議決によるときは、会員の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 前条により解散したときに有する残余財産は、総会において4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第11章 補則

(部会等)

第51条 本会には、第4条の事業を遂行するために部会等をおくことができる。

2 部会等の業務内容及び運営に関する規則は別に定める。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 本定款は、本会の設立許可があった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず設立総会の定めるところとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず平成3年5月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず設立総会の定めるところとする。

## 別表

年度会費一覧表

事業場従業員規模	事業の業種	
	工業・建設・荷役等	商業・金融・病院等
10人未満	3,500円	3,000円
10人～49人	5,500円	4,000円
50人～99人	10,000円	6,000円
100人～299人	20,000円	10,000円
300人～499人	30,000円	20,000円
500人～999人	40,000円	30,000円
1,000人～1,999人	55,000円	40,000円
2,000人～2,999人	60,000円	50,000円
3,000人以上	70,000円	60,000円

備考：商業・金融・病院等は、商業(純小売販売)、金融、病院・診療所、官公署とする。

本会費は、昭和58年6月3日 (社)福岡県労働基準協会小倉支部定期総会で議決。

平成2年3月28日 (社)小倉労働基準協会設立総会で確認。